第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

主たる利用対象者	サービス内容
障害支援区分*1以上に該当する人	居宅において、入浴や食事などの介護、調理や掃
これに相当する支援が必要な児	除などの家事、生活に関する相談、その他の生活
	全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

主たる利用対象者	サービス内容
障害支援区分4以上(入院・入所中は区分6であ	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者・精
って入院・入所前から利用していること)に該当	神障がい者であって、常時介護を要する人に、
する人のうち、以下のいずれかに該当する人	居宅において、入浴や食事などの介護、調理や
①二肢以上にまひなどがあるかつ、「歩行」「移	掃除などの家事、生活に関する相談、その他の
乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以	生活全般にわたる援助および外出時における移
外	動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に
②行動関連項目等(12項目)の合計点数が10	入院・入所している障がい者に対して、意思疎
点以上	通の支援その他の必要な支援を行います。

(3)同行援護

主たる利用対象者	サービス内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人
障がい者等であって、以下のいずれにも該当す	に、外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供
る人	するとともに、移動の援護、その他の外出する際
同行援護アセスメント調査項目中	に必要な援助を行います。
①「視力障がい」、「視野障がい」および「夜盲」	
のいずれかの点数が1点以上	
②「移動障がい」の点数が1点以上	

(4)行動援護

主たる利用対象者	サービス内容
知的障がいまたは精神障がいにより行動上著	障がいのある人が行動する際に生
しい困難があって、常時介護を要する人のうち	じ得る危険を回避するために、必要



以下のいずれにも該当する人

①障害支援区分*3以上

②行動関連項目等(12項目)の合計点数が10 点以上

これに相当する支援が必要な児

な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

主たる利用対象者	サービス内容
障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通	常時介護を要する障がい者など、意思疎通を図
に著しい困難を有する人であって、以下のいず	ることに著しい支障のある人のうち、四肢のま
れかに該当する人およびこれに相当する支援が	ひおよび寝たきり状態にある人や、知的障がい
必要な児	または精神障がいにより行動上著しい困難があ
①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに	る人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援
まひがあり、寝たきりの状態にある障がい者(A	護、生活介護などの支援を包括的に提供します。
LSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸	
管理を行っている身体障がい者、または、最重	
度知的障がい者)	
②行動関連項目等(12項目)の合計点数が10	
点以上	

【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ませまで++ ブフ	時間/月	1,420	1,316	1,629
訪問系サービス 	人/月	75	82	94

【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	時間/月	659	733	807
居宅介護 	人/月	47	51	55
壬戌計明入洪	時間/月	120	148	176
重度訪問介護	人/月	1	1	1
F3 47 + 42 = #	時間/月	81	97	114
同行援護	人/月	9	10	11
行動援護	時間/月	949	1,010	1,071
	人/月	46	49	53



手中陪审者等与托士哲	時間/月	0	0	1
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	1

【確保策】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、今後も必要なサービス量の確保に努めます。

重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント*、24 時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

主たる利用対象者	サービス内容
地域や入所施設において、安定した生活を営むた	主として昼間、障害者支援施設等において、
め、常時介護等の支援が必要な障がい者	食事や入浴、排せつなどの介護、生活に関す
①障害支援区分*3(施設へ入所する場合は区分4)	る相談、その他の日常生活上の支援、生産活
以上	動や創作的活動の機会の提供など、身体機能
②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(施	または生活能力の向上のために必要な援助
設へ入所する場合は区分3)以上	を行います。

(2) 自立訓練(機能訓練)

主たる利用対象者	サービス内容
地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・	理学療法や作業療法、その他必要なリハビリ
向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	テーション、生活等に関する相談、助言、そ
	の他の必要な支援を行います。

(3)自立訓練(生活訓練)

主たる利用対象者	サービス内容
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の	入浴、排せつおよび食事等に関する自立した
ため、一定の支援が必要な障がい者	日常生活を営むために必要な訓練、生活等に
	関する相談および助言その他の必要な支援を
	行います。



(4)宿泊型自立訓練

主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般	居室その他の設備を利用させるとともに、家
就労や障がい福祉サービスを利用している人等で	事等の日常生活能力を向上するための支援、
あって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を	生活等に関する相談、助言その他の必要な支
提供して帰宅後における生活能力等の維持、向上	援を行います。
のための訓練その他の支援が必要な障がい者	

(5) 就労選択支援

主たる利用対象者	サービス内容
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を	関係者との適切な支援の提供のために必要な
有する者および現に就労移行支援又は就労継続支	連絡調整を行うとともに、地域における障が
援を利用している者	い者の就労に係る社会資源、障がい者の雇用
	に関する事例等に関する情報の提供および助
	言のほか、その他の必要な支援を行います。

(6)就労移行支援

主たる利用対象者	サービス内容
就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提
通常の事業所等に雇用されることが可能と見込ま	供、就労に必要な知識、能力の向上のための
れる人	訓練、求職活動支援、職場定着のための相談
	等の支援を行います。

(7) 就労継続支援(A型)

主たる利用対象者	サービス内容
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者	雇用契約に基づき、生産活動などの提供、就
であって、雇用契約に基づく継続的な就労が可能	労に必要な知識や能力の向上のための訓練な
な人(利用開始時に 65 歳未満)	どの支援を行います。

(8) 就労継続支援(B型)

主たる利用対象者	サービス内容
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者	生産活動などの提供や就労に必
であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知	要な知識や能力の向上のための
識および能力の向上や維持が期待される人	訓練などの支援を行います。



(9) 就労定着支援

主たる利用対象者	サービス内容
生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続	障がい者の就労の継続を図るため、企業、障
支援を利用して通常の事業所に雇用された障がい	がい福祉サービス事業者、医療機関等との連
者であって、就労を継続している期間が 6 か月を	絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日
経過した人	常生活、社会生活上の課題に関する相談、助
	言等の必要な支援を行います。

(10) 療養介護

主たる利用対象者	サービス内容
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、	病院において行われる機能訓練、療養上の管
常時の介護を必要とする障がい者	理、看護、医学的管理の下における介護およ
①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による	び日常生活上の世話を行います。
呼吸管理を行っている人で、障害支援区分*6の人	
②筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者	
で、障害支援区分5以上の人	

(11) 短期入所

主たる利用対象者	サービス内容
<福祉型>	居宅においてその介護を行う人が病気になっ
障害支援区分 1 以上である障がい者	たときなどに、施設に短期間の入所をし、入浴
厚生労働大臣が定める区分において、区分1以上の	や排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行
障がい児	います。
<医療型>	
遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の	
疾患を有する人、重症心身障がい児・者	

【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
 生活介護	:	人日/月	2,589	2,524	2,577
土泊川設		人/月	128	128	131
台☆≡Ⅲ%#		人日/月	0	6	21
自立訓練	(機能訓練)	人/月	0	1	1
	自立訓練	人日分	2	68	62
	(生活訓練)	人/月	1	6	7
tetetetetet	54分42二十四	人日/月	336	335	262
	就労移行支援 	人/月	20	20	14



区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人日/月	852	835	718
就労継続支援(A型)	人/月	46	45	39
\$	人日/月	1,288	1,297	1,464
就労継続支援(B型)	人/月	76	80	88
就労定着支援	人/月	7	6	7
療養介護	人/月	6	6	6
<u>た</u> 古世8 3 元氏	人日/月	77	106	105
短期入所	人/月	15	20	22

【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
井江 入莊	人日/月	2,573	2,568	2,564
生活介護	人/月	133	134	136
うち重度障がい者の利用者数	人/月	31	35	40
	人日/月	32	42	53
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	2	3
白 六 訓(本 <i>(</i>	人日/月	92	122	152
自立訓練(生活訓練)	人/月	10	13	16
就労選択支援	人/月		Ο	1
54光经红土控	人日/月	225	188	151
就労移行支援	人/月	11	8	5
 就労継続支援(A型)	人日/月	651	584	517
N力極微又接(A空) 	人/月	35	31	27
545分~4年本(10年)	人日/月	1,553	1,642	1,731
就労継続支援(B型)	人/月	94	100	106
就労定着支援	人/月	7	7	7
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所(福祉型)	人日/月	114	128	142
短期入別(備性空) 	人/月	24	27	31
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2
	人日/月	5	5	5
短期入所(医療型)	人/月	2	2	2
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2

【確保策】

障がい者の日中活動については、生活介護や就労支援等において利用の増加が見込まれる ことから、今後も必要なサービス量の確保に努めます。



3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

主たる利用対象者	サービス内容
障害者支援施設やグループホーム*を利用していた人、	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活上
または一人暮らしや同居の家族等が疾病等のために、	の様々な課題について確認を行い、必要
居宅における自立した日常生活を営む上での問題に	な助言や医療機関等との連絡調整を行い
対する支援が必要な状況にある人	ます。
	また、利用者からの相談、要請があった際
	は、訪問、電話、メール等による随時の対
	応も行います。

(2) 共同生活援助

主たる利用対象者	サービス内容
障がい者(身体障がい者にあっては、65 歳未満の人	主として夜間において、共同生活を営む
または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サー	べき住居において相談、入浴、排せつまた
ビスもしくは、これに準ずるものを利用したことがあ	は食事の介護その他の日常生活上の援助
る人に限る。)	を行います。

(3)施設入所支援

主たる利用対象者	サービス内容
①生活介護利用者のうち、障害支援区分*4以上の人	主に夜間において、入浴、排せつおよび食
(50歳以上の場合は区分3以上)	事などの介護、生活に関する相談および
②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、入所	助言、その他必要な日常生活上の支援を
訓練が効果的または障がい福祉サービスの提供体制	行います。
等により、通所訓練が困難な人	

【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助(人/月)	0	0	0
共同生活援助(人/月)	51	62	71
施設入所支援(人/月)	63	61	61



【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助(人/月)	1	1	1
共同生活援助(人/月)	81	91	101
うち重度障がい者の利用者数(人/月)	5	6	7
施設入所支援(人/月)	60	59	58

【確保策】

施設入所が必要な方への支援とともに、共同生活援助の充実により地域移行が円滑に進むよう、提供事業者の確保に努めます。

4 相談支援

(1)計画相談支援

主たる利用対象者	サービス内容
障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する	障がい福祉サービスの支給決定または支給
すべての障がい者	決定の変更の前に、サービス等利用計画*案
	の作成や、支給決定後のサービス等利用計
	画の見直し(モニタリング)を行います。

(2) 地域移行支援

主たる利用対象者	サービス内容
障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科	住居の確保など地域生活に移行するための
病院に入院している精神障がい者など、地域生活へ	活動に関する相談等の支援を行います。
の移行のための支援が必要と認められる人	

(3)地域定着支援

主たる利用対象者	サービス内容
居宅において単身または家庭の状況等により同居し	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に
ている家族等による支援を受けられない障がい者	起因して生じた緊急の事態に相談その他の
	必要な支援を行います。



【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援(人/月)	69	79	74
地域移行支援(人/月)	2	1	2
地域定着支援(人/月)	6	7	7

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援(人/月)	77	79	82
地域移行支援(人/月)	2	2	2
地域定着支援(人/月)	8	8	9

【確保策】

適切な障がい福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業 者等の確保に努めます。

